

再処理工場における不適合  
(平成29年2月分)

□アクティブ試験期間中

No.	発見日	件名(概要)	建屋	処置状況※ (R2.2.29現在)
1	H29.2.1	水質汚濁防止法に基づく申請不備(脱硝課)	ウラン脱硝建屋	処置済み
2	H29.2.6	分析機器校正用標準試料の不適切な管理	分析建屋	処置済み
3	H29.2.9	排風機切替弁における故障警報の発報	前処理建屋	処置済み
4	H29.2.13	水質汚濁防止法に基づく申請不備(精製課)	精製建屋	処置済み
5	H29.2.13	水質汚濁防止法に基づく申請不備(前処理課)	前処理建屋	処置済み
6	H29.2.13	水質汚濁防止法に基づく申請不備(分析課)	分析建屋	処置済み
7	H29.2.17	公害防止協定に基づく申請不備	—	処置済み
8	H29.2.19	排気ダクトの錆および孔の発見	分析建屋	処置済み
9	H29.2.22	電気盤更新工事における仮設分電盤の焦げ痕の発見(火災ではない)	高レベル廃液ガラス固化建屋	処置済み
10	H29.2.22	スミヤ検査における遮へい体の取扱い不備	ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋	処置済み
11	H29.2.22	電気設備更新工事に伴う申請不備	高レベル廃液ガラス固化建屋	処置済み
12	H29.2.27	パネルハウス内における自動火災感知器の未設置	前処理建屋	処置済み

・「不適合」とは、要求事項を満たしていない状態をいいます。但し、計画的な保守事項、日常消耗品(記録紙・インク等)の交換、火災報知器の誤警報等は除きます。

※「処置中」には、当該不適合の処置は終わっていても、水平展開の必要性の検討や再発防止対策等を含めた是正処置が終わっていないものも含まれます。